

令和5年8月8日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け岩労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和3年10月2日発効の岩手県最低賃金（時間額821円）は令和3年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

岩手県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岩手県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間893円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
- 7 政府への要望
中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し、以下要望する。
 - (1) 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。
 - (2) 業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充、さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するため、周知徹底すること。

- (3) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。
- (4) 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。
- (5) 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。

岩手県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 岩手県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 2 1 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 1 0 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ~ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）
の岩手県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 3, 9 1 1 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額を比較すると岩手県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$821 \text{ 円（岩手県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 116,435 \text{ 円}$

※ 令和 5 年 7 月 1 2 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会資料 2 に示された比率。